

2021 年 4 月 26 日

米国情報 2021 年 4 月分

日販グローバル株式会社

米山

● 米国におけるデジタル主権・国際ルール形成をめぐる政策動向

- ・ AI ガバナンス（AI の適切な利用に向けた倫理・法・社会規範確立など）
 - ・ データ越境流通（個人データ・非個人（産）データの利活用と、プライバシー・営業機密・知財保護とのバランスなど）

はじめに

米国内では、1996 年の通信品位法のセクション 230 において、ユーザーがオンラインで行ったことに対して関連企業が責任を問われないことを保障することでデジタルサービスが拡大したが、昨今の SNS 上を飛び交う誤情報の拡散の社会への影響の大きさから、バイデンは就任前にセクション 230 条を「直ちに取り消す」べきとし、規制の方向性を示しつつある。

オバマ政権時代は GAF A の揺籃期であったことからそれらのテックカンパニーへの態度も育成的であったが、トランプ政権ではツイッターとの衝突など、テックカンパニーとの関係は必ずしも良好ではなかった。但し、フランスによる GAF A 課税に対抗する一面も見せた。

GAF A がここまで独占的、覇権的になった今日、バイデン政権はオバマ政権の遺産を生かしつつもテックカンパニーの規制の方に舵を切ることになる。

本論ではこれまでの米国連邦政府とテックカンパニーの関係の経緯を振り返りつつ、GAF A に代表される米国のテックカンパニーに対する脅威、被害者意識を持つ欧州のとらえ方や、中国の様子にもらみながら米国のデジタル主権に関する政策動向を見てみた。

1. デジタル主権のとらえ方

① 欧州目線のデジタル主権のニュアンス ソース：インターネットポリシーレビュー

「デジタル主権」とは、インターネットに対して影が薄く成り気味の国家が、その権限をデジタル社会でも行使することで実際の主権を持つ市民とビジネスを守るという概念。

欧州議会議長職を狙うドイツが昨年 7 月に、欧州がデジタル政策の中心思想として打ち出した。

インターネットのインフラがもたらすサイバー空間は国家主権の前提となる領土で構成される実世界とは異なっている。1996 年に米国クリントン政権が 60 年ぶりにインターネット通信を想定した新たな通信法を法制化した際に、同国の詩人で政治活動家の John Perry Barlow がサイバー空間での独立宣言を行い、話題を呼んだ。曰く、「我々の集う空間に国家は主権を持たない」と。そして合衆国憲法の精神を

否定するものと非難した。

実際は、デジタルガバナンスの問題に対処すべく、国家は法律を通じ、また技術的なツールを通じ、政府がデジタル社会に介入できるようにしてきている。

インターネットの普及から、今や AI、IOT が身近になってきた中で、昨今俎上に上るデジタル主権のニュアンスは、そういった高度化するデジタル社会を国家が積極的に統治していこうとする政治的姿勢を示すものといえる。背景に、デジタル社会の主役がユーザー個人のネットワークというイメージから、GAFAに代表される大企業という“見える”“取り締まれる”対象となっていることが挙げられる。

もう1つは、2013年のエドワード・スノーデンのリークにより、米国諜報機関のサイバー空間での国境を超えたインテリジェンスの暗躍が国家の安全保障の名の下で、国家主権行使として正当化されていること。その意味では、ロシア、中国、イラン、北朝鮮といった国を挙げてのサイバー攻撃もデジタル主権行使の別の現れといえる。

②デジタル主権の行使が最も顕著な分野

当該国家主権がデジタル主権を持つためには、そのデジタルインフラと技術の展開において、自律的な行動と判断が行えること、そして主権の及ぶ地域と人々にデジタルインフラが及ぶことが必要となる。

一方で、中国のようにサイバー空間での国民監視と民主化運動の排除による形でのデジタル主権の確保も、ロシアなど権威国家に広がっている。

さらにはサーバーを国内に置かせ、国内データを守る政治判断もデジタル主権行使の例。

もう1つのデジタル主権の意識は、GAFAなどの影響を抑える国内デジタル企業の育成・強化を目論

む経済・産業政策。

インドやブラジルでは欧米のデジタル空間でのルール作りを「デジタル植民地主義」や「デジタル帝国主義」などとも呼ぶものもある。

GAF A を擁する米国では、デジタル主権という名の下に誤情報予防や、プライバシー保護のために他国がサイバー空間で検閲やスクリーニング、データのローカライゼーションや IP に関する保護主義的な政策を否定的にとらえている。

人民のデジタル主権の意識がドイツで強まっている。デジタル主権は、秩序ある、価値主導の規制のあるリーズナブルで安全なデジタル空間を表している。個人の権利、自由、集団的構造的安全保障、政治的法的強制力そしてフェアな経済競争といった多面的な問題を解決できる存在といえる。

デジタル主権の健全な展開には透明性、公平性、説明責任を伴う民主的な規制や運営の在り方が求められる。

③デジタル主権に関する象徴的出来事 ソース：SpringerLink

a. 欧州国と米企業

英国政府は、グーグルやアップルの API に基づかない中央管理型のコロナウィルス対策アプリを開発しようとしたが、昨年 6 月 18 日にその全プロジェクトを断念、グーグルやアップルに支えられる分散型の新たなアプリを開発することを承認した。イタリアやドイツも全く同ような決定をイギリスより前に行っている。アップルの関係者は「グーグルとアップルは、これらの国々の濃厚接触者追跡アプリが必要無くなれば地域

単位で無効化できます」と語ったが、これはとりもなおさず、少なくともこの欧州主要国のコロナ濃厚接触者追跡アプリに限っては誰が最終的な「力」を持っているかを如実に示している。

b. EU と米国

昨年 7 月 16 日、EU の司法裁判所は米国が個人データの監視と安全に関し十分な保障を提供していないとして、欧州のユーザーのデータを商業目的で米国内のデータ処理業者に送ることを規制する「EU と米国の間のデータ保護協定」を無効化する判決を下した。

c. EU と中国企業と中国

昨年 7 月 20 日、中国政府は、もし EU が米国や英国と同様ファーウェイの 5G 技術利用を安全保障の理由で禁じるならば、ノキアとエリクソンに対する報復措置を講じるとけん制した。

④ 影響力としてのデジタル主権

かかる事例によって象徴されるデジタル主権は、データのコントロール、AI のようなソフト、5G やドメイン名のような標準とプロトコル、クラウドのようなプロセス、スマホのようなハード、SNS や EC のようなサービス、そして Wi-Fi や衛星、スマートシティのようなインフラを通じたデジタル社会のコントロール力と言える。ここでいうコントロールとは影響力である。

企業はその影響力を作り出し、国家は法令を通じその企業の影響力を制限し、自らの影響力を維持する。 企業はその規制を迂回しようとして、一方で、他国の制限が厳しい場合には自国の政府にその

保護救済を依存する。 トランプ大統領とツイッターの闘いのように企業と政府が影響力を巡って真っ向から対立することもある。

企業間の影響力争いも激烈で、検索エンジンではマイクロソフトはグーグルに完敗し、一方、クラウドコンピューティングではマイクロソフトはアマゾン、IBM 及びオラクルを破り米国防省の 10 年契約を受注することで覇権を握った。グーグルはソーシャルビジネスで覇権を握るべく何度かフェイスブックに挑んだが敗れ去った。結果として見えているのは各分野で覇権を握る独占的プレーヤーである。

⑤企業によるデジタル主権行使

デジタル空間において、国の領土的な概念はなく、インフォスフィア（infosphere）と呼ばれる、人間が扱う「情報」によって形成される、「物理的空間」とは別の独自の秩序が存在するのみ。そこで飛び交うデータは、石油のような有限で枯渇しつつあり、争いを招きやすい、再生不可能な天然資源ではなく、デジタル資産は専ら公的でなく私的で 市場の力に従い、我々のプロフィールは、国家はもとより多国籍企業によっても創られ、所有され、利用され、従来の主権が及ぶ範囲を超えている。従い、「主権」というものの性格を再考する必要が生じている。現代のアナログの国家主権というものが未だに必要なもの、ますます不十分になりつつある。適切な法令を通じて効果的で民主的な形でのコントロールを提供するために現代のデジタル主権というものも必要となる。ただ、誰がその主権を行使すべきか？

過去 20 年間、我々は事実上のデジタル企業の主権の行使を目撃してきた。企業による自己規制で十分であり、法制による介入は歓迎されず、不要で、企業のデジタル権力へのチェックアンドバランスは競争と自由放任のアプローチと市場に基づく均衡から得られるとした。このデジタル企業主権は事実上

の独占という覇権的地位の上に成り立ち、「選択権を持つ消費者としての個人」から「フォロワーのユーザーとしての個人」へのシフトの上に成り立っている。

昨年 7 月 29 日、米議会下院司法小委員会の公聴会に GAFA のトップ全員が呼ばれた際委員長は公聴会の目的の 1 つに米国民が GAFA 独占の支配を受けているかどうかの調査を挙げている。

⑥ EU と加盟国間の主権争い

EU では国家と EU 全体の主権のバランスが取りざたされるが、アップル・アイルランド事例のように、多国籍企業が両者の徴税権の問題に挟まれたケースや、ユーロのような通貨の主権の問題がある。そして、デジタル主権については通貨主権のように EU 全体で行使したほうが実行可能性や付加価値が高まるとみられる。特にデジタルデータ主権においては個人情報保護の GDPR を通じて EU 全体で効果的に行使されている。

その次に来る AI 主権と 5G 主権も同様に GAFA の影響力に対しては EU レベルで主権を確立することになる。この点で、デジタル主権は近代国家のアナログの主権を置き換えるのではなく、EU という域内の国々で調整することで補完し合い、国家間の差を標準化する機会を与える。

2. AI ガバナンスについて

AI 技術は COVID-19 の罹患予想から教育、法執行、ヘルスケア及び金融サービスを含め ESG の分野で活用されている。

その利点の裏側で、その技術をどこまで信頼してよいのか、そのリスクの特定と対応するかが問われている。

①AI のリスク ソース： KPMG、ウォールストリートジャーナル

AI に入力されるデータの中でのプライバシーの問題や、責任ある利用の仕方の懸念に対し、AI ガバナンスが確立される前に、既に GDPR や、カリフォルニア州の Privacy Act のような制限が設けられている。

次いで懸念を呼んでいるのが、所得や人種の違い、偏見に基づく判断を AI が行うリスクへの対応、公平性を担保する透明性や説明責任、トレーサビリティ等の改善の可能性が問われている。社会を正しく代表するデータや統計値の利用が問われる。

これらの懸念を払しょくするための AI 技術を管理監督する法制やガイダンスが求められている。それらにより、AI を積極的に統治し、活用していくことで普及も加速される。もちろん企業自身による透明性、説明責任は残る。

2019 年にニューヨーク州の司法長官は同州の生命保険差別法はアルゴリズムにも適用されると宣言している。

②米国での動き ソース： KPMG、VERDICT

2019 年に署名された大統領令 13859 は American AI Initiative と呼ばれ、米国内の AI 能力を開発し、アメリカの国益のために AI の発明を推進することを目指していた。

1 つの主要な目標は、AI における長期的な研究開発を、連邦政府のデータへのアクセスを増大させることで支援することに合った。その意図は、AI 投資の優先度を高めることで技術的ブレークスルーを促し、AI 技術におけるイノベーションを刺激し、米国のリーダーシップを維持するための官民連携を強調するエコシステムを強化することにあった。

昨年 2 月、トランプ政権は AI と量子コンピューティングへの年予算をそれまでの約 9 億 7300 万ドルから 2022 年までに約 20 億ドルに引き上げると発表している。

これに対し、バイデン政権は現在まだ AI を別出しにした予算計画を示していないが、研究開発投資としてはトランプ政権の倍以上をあてがうことを公約している。

一方、今年 1 月、科学顧問のエリックランダーをホワイトハウスの科学技術政策局長（OSTP）という最初の閣僚レベルに昇格させたことと、著名な社会学者を同副局長に任命したことが、バイデン政権による AI 統治の方向を示唆している。

副局長となるインスティテュート・フォー・アドバンスド・スタディーの教授である アロンドラ・ネルソンは、遺伝子編集や人工知能などの新技術の偏見や差別などの社会的影響を研究している。これにより、バイデン政権が、効果的な科学技術政策は科学の進歩に対する社会的影響も考慮しなければならないことを理解していることを示唆している。

2019年に米上院は Algorithmic Accountability Act を提出、米国として初の AI 産業規制に動き出した。これは AI の合法的で倫理的な導入に関する増大する懸念を象徴するもの。この法案には連邦取引委員会（FTC）による AI のような高度にセンシティブな自動システムを評価するルールを必要としている。

この法制は企業が開発したアルゴリズムにバイアスがないか、差別性がないか、そして消費者の安全やプライバシーをリスクにさらしていないかを企業自身に評価することを求めるもの。この法案は、基本的に大規模なテックカンパニーで、少なくとも 100 万人分以上のデバイス情報を持ち、年間平均収入が 5 千万ドル以上で、専ら消費者のデータの売買を行うデータブローカーとして活動する企業が対象となる。

超党派法案の Commercial Facial Recognition Privacy Act も 2019 年に議会に上程された。この法案は、民間企業が人々の明確な同意なしに商業目的で顔認証技術を用いることを禁じるもの。ユーザーは、企業により自らの顔認証データが用いられ、収集されることを通知される必要がある。またこの法案は独立の第三者機関により新たな技術にバイアスがなく、消費者に損害をもたらさないことを確認することも求めている。

連邦政府とは別に州政府や市町村も AI のアルゴリズムの説明責任を求める法制をつくっている。

2017 年にはニューヨーク市が米国として初めてアルゴリズムの透明性を求める条例をつくった。2019 年にはワシントン州が自動決定システムからバイアスを除去することを求める州法を導入している。

③中国の動き

2017 年に中国は「次世代人工知能開発計画」を発表、2030 年までに AI 分野で世界のリーダーとなるためのロードマップを示した。そこでは、研究開発、人材及び技能の開発、産業化並びに法制、倫理規範及び安全保障への考えが示されている。具体的には、経済と社会全体のための AI エコシステムをつくるべく 3 つのステップを描いている。

最初のステップでは、新次元の AI の理論と技術を開発することで中国の AI 産業を 2020 年までに世界の競合先の進展にキャッチアップさせること。そこには AI に関する標準化や政策並びに倫理が含まれる。

次のステップは、2025 年までに幾つかの AI 分野で世界のリーディングポジションにつき、最後のステップで 1,500 億ドルともいわれる AI 産業でのワールドリーダーとなるもの。

第一段階のために中国は 21 億ドルをかけて AI テクノロジーパークを北京に建設し、400 もの企業を迎え入れている。

④軍事面での AI 統治 ソース：BBC

アメリカ大統領と議会に委託された公式報告書によると、人工知能は「決定時間枠を圧縮」し、人間が単独で十分に迅速に行うことができない軍事的判断を可能にする。

同報告書は、AI が「軍事問題のすべての側面」を変革すると予測しており、将来的に AI と戦うライバルアルゴリズムについて取り上げている。

非軍事分野向けの AI 関連の研究開発費も倍増する方向であり、2026 年までに年間 320 億ドルに達すると見込まれる。

3. データ越境流通について

①越境データ流通と貿易 ソース： OECD

インターネットを通じ、国境を越えて加盟各国が繋がり、自由に情報のやりとりを行うことで生産性を高め、貿易を促進し、イノベーションや起業家精神を刺激し、新たな社会的相互関係や知識の普及に寄与していることは間違いない。

同時に自由で開かれた接続はプライバシーのリスクや個人データの安全に対する問題を生じていることも認識されている。

加盟各国政府はプライバシーの枠組みの相互運用可能性の改善や、プライバシー保護 執行当局間の越境協力体制強化の必要性を認識している。

2016 年の OECD のデジタル経済に関する閣僚宣言で、参加 41 カ国と EU の代表は 「インターネットのオープンさを補強する政策を通じ自由な情報の流れを支援しつつ、プライバシーのために適用される枠組みを尊重しデジタルセキュリティを強化していく」 ことを宣言した。

プライバシー保護の政策はデータの自由な流通を制限し、国際ビジネスモデルの育成を阻み、国際的サプライチェーンの協力を複雑にしたり、海外のサービスプロバイダーにとっての貿易障壁となったりする。一方で、個人データを守る規制の枠組み、特に国際的相互運用可能性を増すことは消費者の信頼を増大し、多国籍に展開する企業に共通の法的枠組みを提供することにより越境取引を涵養する潜在性を持つ。

この国際的相互運用可能性増進のための国際データ協定を国家間で取り交わすことによる相互貿易

に対する効果を試算したところでは、取引増大が規制とコンプライアンスコストを上回ると判断されている。

②米国と EU ソース：IAPP.org

バイデン大統領は商務長官に、越境データ伝送問題に知見のある Christopher Hoff を 商務長官に据え、米－EU 間の Privacy Shield¹を新たなものに更新しようとしている。

昨年 7 月 16 日の EU 司法裁判所の判決で Privacy Shield は EU 側のデータの米国での保護の効力が弱いとして無効化されたことから、Privacy Shield 2.0 と呼ばれる、より強化された越境データ伝送のルールが検討されている。

ただ、長期的には多国間のプライバシーアグリーメントが求められている。

③アジア太平洋地域における米中イニシアティブ ソース：ブルーンバーグ

世界最大の人口を擁するアジア・太平洋地域の人々が今後ますます GAFA やビザ カード、ペイパル等を通じそのデータを無償で提供していくことに関する国際的なルールが無い段階で、RCEP 締結により中国がアジア太平洋地域の越境データ流通のルールに影響力を行使する前に、米国として TPP に再度加盟して同様のルール作りをリードすべき。

TPP における金融サービスに関する条項では、各加盟国は、その国内にある金融サービス提供者の通常の業務遂行に必要なデータの伝送を電子的に或いはそれ以外の方法で行うことを妨げないとうたっている。但し、加盟国はその伝送の記録の写しの提出を求めることができる。また、加盟国は個人データや

¹ 米商務省と EC 並びにスイス政府が合意した枠組みで、EU やスイスから個人データが米国に送られる場合、データの送り手と受け手の企業がデータ保護要件を満たすための仕組みを定めたもの。

個人のプライバシー並びに個人の記録の守秘に関する同国の規制を無視する越境のデータ伝送を制限することもできる。

同様に TPP における電子商取引の条項では、データ伝送のルールはあるものの抜け道がまだある。

例えばオンラインショッピングサイトは自由に海外にデータをおくことができ、一方でサーバーをそのショッピングがなされる国内に置く必要はない。

TPP のほうがデジタル取引のルールをより厳しく設けている分、支配的なテックカンパニーの地位は一層保全される可能性が高い。一方、RCEP は支配力を政府の方に戻している。

米国が TPP に加盟し、そのテックカンパニーや金融サービス企業のアルゴリズムに基づく収益を米国内はもとより、他の加盟国の消費者にも還元することで、加盟国全体が生データのアクセスや保管、伝送及び加工を認めるルールを築けるのではないか。

④米テックカンパニーへの国際課税 ソース： [Duiginomica.com](https://duiginomica.com)

OECD は今年の夏までにデジタルサービスに対する課税ルールを定めることを予定している。英、仏、西等は国際ルールができなければ、夫々独自のデジタルサービス課税を設けると公言している。

それと並行して EU も域内のデジタル課税を検討中で、仮に OECD のルールが合意されても、EU 独自の課税ルールを定めるという。その点で米欧が中心で協議を進めて OECD の合意をリードする動きもある。

国際協調重視のバイデン政権の下、イエレン新財務長官は OECD 国際課税の合意に向けて積極的に議論に参加すると語っている。

但し、米議会は他国が米国のテックカンパニーに課税することは差別的であるとして強い反対の態度を崩していない。

⑤仮想通貨とドル ソース：TechCrunch

トランプ政権のムニューシン前財務長官は暗号通貨に対し警戒の念を持ち、暗号通貨 企業が提案する「顧客熟知基準」を受け入れていなかったが、バイデン政権のイエレン 財務長官は暗号通貨の善し悪しを見極め、SEC や OCC、CFTC、さらには OFAC や FinCEN といった組織を用いて規制しつつ、その運用を認めていくと期待されている。

また、イランはアメリカによる金融制裁を迂回すべくビットコインなどの暗号通貨を 用いようとしているが、財務省は今年 2 月 18 日、BitPay という暗号通貨での支払いを 行う企業がイランのような制裁対象国の市民にその支払い機能を利用させたとして罰を 下したと発表している。

一方で、多くの先端を行く暗号通貨はアメリカ企業であり、世界にその利用が広がる 場合に、米国が主導権を握るためにも米国立法府が必要な法整備を行うべきと業界は主張している。 基軸通貨としてのドルと同様、デジタル通貨の暗号通貨のコントロールを 米国がどう握ろうとするのか、しないのか、バイデン政権の姿勢が注目される。

【所感】

現実の世界では、自由貿易に関し、WTO のドーハラウンドから今日まで大きな進展はなく、むしろ TPP などの広域協定でボトムアップに、自由貿易のためのより高度なスタンダードが築かれている。 それ

でも中国やロシアは WTO に加盟しており、最低限の 国際ルールに従っており、欧米との貿易高も相応な規模に上っている。

一方、デジタル社会では国境はないものの、中国やロシアなど権威主義国家は欧米の デジタルサービスを避け、同様に欧米は中露のデジタル企業の排除に進んでいる。

国境のないサイバー空間であればこそ見えないところでの暗躍、疑心暗鬼が生じ、本来の自由でオープンなインターネットのサービスの展開を抑制している。

2019 年の G20 大阪サミットではデータ流通・EC に関する国際的ルール作りを進める「大阪トラック」を立ち上げると共に、「信頼性のある自由なデータ流通」を確保しながらも、データの自由な流通を実現する形でルール形成を進めようとした。

ロシアも中国も含まれる G20 でその進展がどこまで見られるか、今年のローマサミットが注目される。

一方、EU と米国の間の個人データ保護や、テックカンパニーへの課税問題については、両者間直接の交渉と共に、G7 サミットや OECD での国際課税ルール化の進展が期待されている。

アメリカ国内を見れば、デジタル主権という名の影響力と規制力のぶつかり合いが、 連邦政府とテックカンパニー、州政府とテックカンパニー、連邦政府と州政府、そして州政府間で見られる。今ほどの影響力を持っていなかったテックカンパニーに対し育成的であった民主党オバマ政権から、同じ民主党でもテックカンパニーの分割を強硬に主張するエリザベス・ワレンを抱えるリベラルサイドも包摂しているバイデン政権が、どこまで テックカンパニーの影響力を抑え、合衆国憲法の本質である主権在民としての市民・弱者重視の政策を推進できるかも注目されよう。

以上

別紙① 2020 年 11 月論考より「米中覇権の争点としての先端デジタル資産（注）に対する米国の産業・通商・外交政策動向」

6. 米中協力の可能性

ソース：COINTELEGRAPH

昨年 10 月 23 日に米下院金融取引委員会の公聴会に召喚されたフェイスブックのザッカバーグと議員の間ではデジタル通貨リベラについて議論はかみ合わなかったが、両者の認識の一致を見たのが中国のデジタル通貨プロジェクトに対する懸念であった。

中国政府肝いりの Digital Currency Electronic Payment (DCEP)の狙いが現在の国際銀行間決済、送金システムである SWIFT に取って代わり、米国のドルによる覇権にチャレンジするものといえる。

従来米国のイノベーションは産官学の連携から生まれてきたが、その関係が昨今は崩れ、フェイスブックのリベラのように連邦政府と連携せず、企業単独で進めようとする動きにある。米政府は、リベラが 1944 年のブレトンウッズ体制により築かれたドルを基軸通貨とする支払い秩序を脅かすとして抵抗している。

一方、中国政府はブロックチェーンとデジタル通貨技術が同国の世界覇権の野望に近づくために極めて重要な役割を果たすとして、2017 年に企業による暗号通貨取引や ICO²により資金を募ることを禁じた。もちろん狙いは政府として DCEP 体制を推し進めることにある。

上述のザッカバーグの公聴会から時を経ずに習近平国家主席はブロックチェーン技術が中国の将来の

² Initial Coin Offerings

イノベーションのためのビジョンの核の一つとなると演説で語っている。

中国人民銀行は民間企業に依存せず自らがイノベーターと化しつつある。2014 年には同銀行は研究チームを立ち上げ、デジタル不換通貨のための解を求めた。そしてフェイスブックのリベラの発表後、中国は DCEP の研究開発を加速している。

中国のデジタル通貨は、その通貨に一对一で対応する中国元の準備通貨を中央銀行が保有することで支えられることになる。このデジタル通貨はアリペイやウィチャットペイのような民間の支払いサービスプロバイダーと統合されることになろう。

中国は今年すでにこの野望に向けて大きなステップを踏んでいる。即ち、新たな CBDC³のトップレベルの設計が終わり、流通の実験や、民間企業との間の試験を開始している。

中核となる元帳も集中管理され、大量の取引を記録することを可能にする。そして DCEP により越境の支払いにおいて従来の SWIFT を迂回して、米ドルから独立し、米国による金融制裁の影響を受けない体制が整うことになる。

米国のイノベーションは中国のような官製ではなく民間活力を生かすものであり続けるべきだが、少なくとも連銀は中国人民銀行のように CBDC を設計し、元帳や暗号化、API やインターオペラビリティを含めた技術の枠組みの方向性を示し、消費者保護やサイバーセキュリティの保障、金融体制の安定と包摂を考えるべきである。そしてその中で民間部門の役割も定義すべきであろう。

現在の国際的決済システムは米政府がドルの発行と管理並びに金融機関のエコシステムのための場

³ 中央銀行のデジタル通貨

を設ける規制の枠組みを設けることにより支えられてきている。

同様にデジタル決済への深化もまた米政府によるデジタル基盤を必要とするはずである。

中国人民銀行は現状その DECP に関する情報を公開していない。米国のイノベーションに対するアプローチの様に、もっとオープンな設計で広く産学を巻き込むべきであろう。

そうすることでデジタル通貨に基づく支払いシステムを、よりオープンソースで創造していけることになるだろう。そして、規制当局も DCEP をよりよく試験でき、問題を早めに指摘し、DCEP と接する支払いプラットフォームのためのイノベーションを加速することになるだろう。

さらには、中国政府は暗号通貨の商品として或いは担保としての役割の定義について広く公の議論を募り、小売の投資家を守る消費者保護政策を構築すべきである。

中国人民銀行は英国銀行や IMF、BIS など他国の中央銀行や国際機関と連携し CBDC の国際標準とクロスチェーンの支払いシステム実現を目指すべきであろう。

一方で個人情報保護と政府の個人情報へのアクセス制限を担保する CBDC システムを目指すべく中国政府はデータ保護方針を強化すべきであろう。

現在の国際決済システムは遅く、高く、ばらばらでアメリカ人はもとより中国の人々を含め世界中の多くの人々の経済活動の障害となっている。

米中両国はいさかいの真っ只中にあるが、国際決済システムの改善のために両国の中央銀行が CBDC の枠組みと金融の安定を図るサイバーセキュリティの標準について協力し合うべきである。また、民間部門と協働でデータ保護を確実にすべきである。

米中が夫々異なる支払いシステムで対立と不振を深めていくことは互いの国民の便益を損なうだけでなく、インターネットでつながりあっている世界にとっても不幸なことである。

7. その他 — 反トラスト法の観点からの GAFA 規制 ソース：ブルームバーグ

1 年 4 か月にわたる反トラスト調査の結果まとめられた GAFA の活動に関する報告書で GAFA 4 社が支配的地位を乱用していると認定、反トラスト法の抜本改革が進められ、各社の分割の可能性も出ている。

GAFA 各社が、勝者と敗者を選別する市場への支配力を行使できるデジタル経済のゲートキーパーと報告書は位置づけ、4 者が競争上の脅威を消し去る目的で支配力を乱用した結果、イノベーションが抑制され、消費者の選択肢も狭まり、民主主義が成約を受けたと主張。そのうえで、ある市場での支配力を別の市場での決め手として利用する能力などが、一つの市場から別の市場に集中を広げる効果を生み、デジタル経済の益々大きな部分を脅かしていると指摘する。

別紙② 2020 年 8 月論考 「米国の 5G 整備とデータ・ガバナンス規制（Huawei 対策を含む）の状況」

2. データ・ガバナンス規制

①データ・ガバナンスの視点 ソース： フォーリンアフェアーズ

a. GAFA 発展の阻害の可能性

世界の GDP の約 16%を占めるデジタルエコノミーはオールドエコノミーの 2.5 倍の速さで成長中であ

り、米国のテクノロジー企業は世界におけるデータ・ガバナンス規制の未整備により大いなる発展を遂げてきたといえる。

ところが、EU の GDPR や中国のサイバーセキュリティ法を契機とした様々なデータ・ガバナンス規制やデータ・ローカライゼーションの規制が米国テックカンパニーの足かせとなりつつある。

2017 年の米企業調査ではデータ・ローカライゼーション規制がデジタル商取引にとって最大の障害であると回答している。

b. 国別、規模別の対応の必要性

中国やロシアが既にそうであるように、データ・ローカライゼーションとデータ・プライバシーの規制は海外企業の進出を阻むか割高にする。 また、各国のデータ・ガバナンス規制体制によっては中小企業でも申請、登録、報告行為が求められ大いなる負担となる可能性が高い。

c. 連邦政府として諸外国と同様、米国民のプライバシーを保護し、データを保護する視点

ソース：DLA Piper

米国では個人情報を守る包括的な連邦法は存在せず、金融機関や通信会社、個人医療情報、信用報告情報、13 歳未満の子供のオンラインで収集した情報、テレマーケティング及びダイレクトマーケティングに関してのプライバシー情報やデータ保全の法律・規制が存在する。

個人情報保護とデータ保全に関する取り締まり権限は米国連邦取引委員会が不公正な取引や誇大取引から消費者を保護する形で有し、その中に不公正なプライバシーやデータ保全の問題監督も含ま

れている。この権限を行使し、FTC は企業に対しては以下の行為を規制し、取り締まっている。

- 合理的なデータ保全対策を採れていない場合
- プライバシーポリシーを含め、プライバシーとデータ保全に関する方針と実態が大きく異なる場合
- 業界ごとの自主規制原則に従っていない場合
- 破産や M&A を通じて買収する企業に、関連する消費者プライバシーポリシーに明示的に示されてはいない方法で個人情報を移す場合、
- 消費者の情報を集めたり使用したり共有したり又は適切に保護しないということで消費者のプライバシーの権利を侵害した場合や、FTC の消費者プライバシーフレームワークに違反した場合或いは特定のプライバシーに関する連邦法や規制に違反した場合

各州が設けている個人情報保護法に置き換わる連邦法が期待されているものの年内の法制化は難しいと見られている。というのも、民主党は加州の CCPA をベースとして必要に応じもっと規制を強めた連邦法をつくるべきと主張するのに対し、共和党は、CCPA が深入りしすぎており、連邦法をつくるなら、むしろ CCPA やその他の州法を無効とし、現状の各種規制のパッチワークを避けるべきと主張しているため。

尚、クッキーやウェブビーコン、その他同様のトラッキング手法を規制するオンラインプライバシーのための連邦法も存在しないが、州法には規定がある。

連邦法の HIPAA⁴ではデータセキュリティオフィサーかデータプライバシーオフィサーを任命する必要がある

⁴ Health Insurance Portability and Accountability Act (医療保険の相互運用性と説明責任に関する法律)

る。また HIPAA によるデータ保全義務対象者は広範で、医者、病院、医療保険会社、薬局、その他の医療サービス提供者はもとより、それらの人々や組織に代わって患者の健康情報にアクセスしたり処理したり保存し或いは維持する役務提供者も規制対象となる。

上述の分野別の法の執行を専ら担うのが FTC であるが、個人のプライバシー権に基づき個人が民事賠償請求を行い、それがクラスアクションとなると企業にとっての大いなる脅威となっている。

政府関連の情報を除いては米国内で個人情報保管場所の移設に関する制約は現状無い。実際、米国は個人情報の主要な保存地となっている。 EU とスイスは夫々の地域・国内の個人情報を EU-US 及び Swiss-US Privacy Shield principles and program において承認された米国内の業者に夫々の個人情報の保存を委ねている。しかしながら、EU-US Privacy Shield program の合法性は現在 EU 内の裁判所で争われている。

d. 連邦政府として米国のテックカンパニーの海外利権を守り促進する視点

ソース： Zdnet.com 他

フランスによる GAFA を標的としたデジタル課税の施行に対し、トランプ政権はフランス製のワインやチーズなどフランス産品への関税を増大させる報復関税で対応しようとしている。 この点で、GAFA のロビーイング活動も国際課税が含まれているものもある。

また、プライバシーと健康データの取り扱いもロビーイング活動の対象となっている。

e. 連邦政府のその他のデータ・ガバナンスの視点

大統領が定める連邦データ戦略（Federal Data Strategy）は連邦政府自身が国民のデータ収集と活用を通じたより良いサービスの提供を目指す内容となっている。その 2020 Action Plan では各省庁が今年取るべき共通アクションを 20 項目にまとめると共に、各アクション実行において実践すべき項目を 40 項目掲げている。そのアクション項目と実践項目でデータ・ガバナンスに関連するものを下記する。

Action 2 Constitute a Diverse Data Governance Body

Action 15 Develop a Data Protection Toolkit

Practice 11 Prioritize Data Governance

Practice 12 Govern Data to Protect Confidentiality and Privacy

Practice 13 Protect Data Integrity

f. 州政府として州民のプライバシーとデータを保護する視点

ソース： フォーブス、DLA Piper

<カリフォルニア州 California Consumer Privacy Act (CCPA)>

今年 1 月 1 日から施行されている CCPA は州内の消費者が、どのような個人情報が集められているかを知る権利と企業にその個人情報を消去するかオプトアウトすることを求める権利をまとめて有することを確実にするもの。

具体的には企業はウェブサイト上で消費者に対し彼らのデータが収集されることを知らせ、それをオプトアウトできる機会を与えなければならない。また、企業がどういった個人データを収集したかをすべて求め、それらを消去することを要求できる手続きを義務付けている。

企業は一つの違反につき 7500 ドルまでの罰金を支払うことになる。

規制対象となる企業は年間売り上げが 2,500 万ドル超で、5 万件以上の消費者、世帯乃至機器

からのデータを収集し、少なくとも半分以上の売り上げを、消費者情報を販売することに依存している企業である。

このカリフォルニア州のプライバシー法は EU の GDPR に非常に似ている。

カリフォルニア州はまた米国で初の IoT 法を本年 1 月 1 日に施行している。これは IoT とブルートゥースで接続される機器の製造企業に、当該機器の性質と機能にとって適切な保全配慮を施し、またその機器が収集し、保持し、送信する情報への適切な保全を施し、その機器と、そこに含まれる情報を許可されていないアクセスや破壊、悪用、修正或いは漏洩から守るよう設計することを義務付けている。

CCPA を含め州でのプライバシー法執行権限は州の司法長官が有する。

センシティブな個人情報（健康、金融資産、通信履歴、生体データなど）の取り扱いに、より厳しい規制をかけている州としてマサチューセッツ州などがある。

また、ニューヨーク州は SHIELD⁵法により個人情報保護と並行してサイバーセキュリティ対策を義務付けている。

全 50 州とワシントン DC 及びプエルトリコ、グアム、バージン諸島は皆、個人情報の保全が破られた場合、州民に対し通報する義務を課す法律を設けている。

g. 企業の視点 **ソース：Wikipedia 他**

⁵ Stop Hacks and Improve Electronic Data Security Act

CIO WaterCooler による調査では、54%の回答企業がデータ・ガバナンスの動機としてデータ処理の効率、39%が政府等の規制に対するコンプライアンスを挙げ、7%が顧客サービスとなった。

企業側が「規制」として想定しているのはサーバンス・オックスレー法、Basel I、Basel II、HIPAA、GDPR、cGMP⁶及び多くのプライバシー規制となっている。

規制に対する共通のテーマはリスクマネジメントであり、具体的には財務的な誤情報発信、センシティブな情報を誤ってリリースしてしまうこと、そして主要な決定のために必要な質の良いデータがそろわないこと。これに対するベストプラクティスとしては COBIT⁷や ISO/IEC 38500 などが挙げられる。

企業のデータ・ガバナンスの活動の目標としては①社内関係者はもとより社外の顧客に対するより良い可視化を図る、②規制に対するコンプライアンス、③急成長する企業や M&A 後の企業の経営の改善、そして④混乱や誤りを減らし知識の範囲を広げることで知識労働者の能率を高めることを支援することにある。

データ・ガバナンスの活動の目標設定の内容は、企業規模はもとより経営が考えるあるべき姿によって変わってくる。

⁶ Current Good Manufacturing Practice (FDA による規定)

⁷ Control Objectives for Information and related Technology : 情報システムコントロール協会 (ISACA)と IT ガバナンス協会 (ITGI)が 1992 年に作成を開始した情報技術 (IT) 管理についてのベストプラクティス集 by Wikipedia